

庁議 議事概要

- 1 日時 令和4年11月18日(金) 15時30分～16時10分
- 2 場所 第一会議室
- 3 出席者 市長、大木副市長、青柳副市長、病院事業管理者、教育長、局長、危機管理監、保健医療統括監、総務局次長、中央区長、議会事務局長、市長公室長、総合政策部長、水道局長、病院局次長、教育次長、花見川区長、稲毛区長、若葉区長、緑区長、美浜区長
- 4 議題 区役所のあり方基本方針(案)について【方針決定】(市民局)

[決定事項]

- ・区役所のあり方基本方針(案)を別紙のとおり決定する。

市民局長 ～資料に沿って説明～

(質問・意見等)

- 医療統括監 このような事業をもとに保健師を採用してしまうと、各部署で1人とか2人とかという配置になってしまう。健康課において、組織としては3%になっているが、地区担当制を採用しており、それぞれの保健師が各地区を担当しており、母子や高齢者、障害者といった、家庭そのものを支援するという体制で事業に取り組んでいる。そういった観点で、支援体制の強化を図る必要があると考える。そこに保健師の人材育成、そして少数人数での体制に対する強化ということを進めていかないと、いきなり少数体制のところには配置されても継続していかないものと思われる。今までは採用が少なく、十分な体制を取ることが出来ていなかったが、徐々に増やしていけば、十分な体制にしていくことが出来ると思うし、そうする必要はあると考えている。
- 市民局長 人員配置に関係することは、短期間では解決しない問題が多いことは認識している。ただ、だからといって、前に進まない、動けないという事態は避けるべきだと考えている。地域共生社会や地域コミュニティを始めとして、様々な主体と、一体となり、地域課題への対応を進めていくことが大切だと考えている。
- 都市局長 まちづくりとしてのハード面の話は全く触れられていない。大区役所制を採用しない本市の状況は理解しているし、ハード的な事業を求めるものではないが、区役所のあり方をまとめる中で、ハード的な事業に対し、区役所とどのように関わるべきかという議論はあったのか。都市局としてもどのように情報提供すべきか考える必要がある。
- 市民局長 大区役所制となることは無いため、どちらかというとソフト面から、地域とつながっていくことを考えたものである。実際にハード面に関しては、例えば、道路関係の要望があるが、これらについて

は、区連協や市連協の要望対応の流れの中で、予算は基本計画に基づいてというところだが、ハード面についても、否定するものではない。

区役所で完結することや事業として行うことはまずないと思うが、その際に本庁とどのような連携を取るか、基本計画を踏まえたうえで、各局と協議をしていくことだと考える。

情報提供の仕方について、多くの情報を全て区役所に集約することには疑問がある。ある程度、事例を重ねる中で、区が必要とする情報の提供を試行錯誤で進めていきたい。少なくとも責任者を決めたいと思っているが、ケースバイケースであると考えている。

市長

本庁と区役所の権限配分についての検証結果は、特に文章にはなっていないが、その考え方は、本庁と区役所の権限配分は現状のままという理解でよいか。

また、具体的に事業をどのように進めていくのか、またその情報の提供の仕方について、再確認をする必要がある。

個別事業ごとにどのように検討していくのか明確にしていきたい。どの部署が中心となって検討するのか等、今回、区役所のあり方を方針決定した場合に、どのように実現していくのかということについて、項目と担当部局を明確に決めていく必要がある。具体的に検討を進めるようお願いしたい。

また、業務プロセスの見直しについて、デジタル技術を活用して業務の効率化を図るとあるが、区役所職員との意見交換会の際に、福祉パソコンと生活保護のケースファイルについて、一定程度のシステム化ができないのかという意見がかなりあり、現場の認識がよくわかった。

これまで様々検討して今の姿となっているので、システム化できない要因があるかもしれないが、他都市ではシステム化が進んでいるようであるので、業務の効率化について、中長期的に検討していただきたい。

市民局長

まず、権限配分について、文章としては記載していないが、区長の職位をどうするのかという検討に関わっていると考えている。

区役所の中で完結できる権限というのは、これまで本庁と区役所の権限や業務についての議論の中で取り扱ってきたが、現状として、区と本庁の権限配分の中で、そこをいかにつないでいくかという観点であり、変えるという前提になっていない。

そして、具体化について、今回、第1次実施計画に掲載するであろう事業は、第2、第3次と掲載していくという考えは当然ある。

ただし、区において地域との間に、いかに接点を設けるかと、あるいはその会議体については、実施計画とは別のイメージのところで、どんどん進められる部分もあると思っている。

これらのことを短期、中期、長期と綺麗に整理することは難しい中で、ある程度具体のイメージができるもので、この後、スケジュール管理に対しても悩ましい部分があり、アジャイル型の政策或いは評価もあるが、少なくともきっちりとした計画を作って動くということではないと思っている。

動いていく中で、地域の関わりの中で、いろいろ方向性も考えていくものである。ただ、それらを振り返り、どういうことを積み重ねていくかという検討はし

ないといけないと思っている。

そういうところを区においても、区横断的な形で見えていくつもりである。

そして、市民局においても統括的に進行管理あるいはその後の横展開を含めた次の対応を考えていきたい。

また、業務プロセスについて、区からの意見がまとまっていく中で、それを保健福祉局とも話していくことが、本来の姿なのかもしれない。

情報経営部のアドバイザーとのやりとりも含めて、できるところから対応していくものと考えている。

そういうとなかなか進まないということもあろうかと思うが、ある程度そのターゲットを考える中で進めていきたいと思う。

市長

様々な意見があったが、本文を大幅に変更するようなことはない判断する。

ただし、本日の意見を踏まえ、事業の具体化等を進めていく際には、担当する部署を定めて、どの項目を誰がどう進めていくのかを明確にし、庁内で共通認識を図っていただきたい。

具体的にどうするのかということについて、引き続き検討していただきたい。

それでは今回の区役所あり方について、方針決定とする。

— 結果 —

本会議の意見等への対応を前提に、決定事項のとおり方針決定とする。

5 照会先

・会議の運営について

総合政策局総合政策部政策調整課

TEL 043-245-5056

・議題について

市民局市民自治推進課区政推進課

TEL 043-245-5132